

スポーツを活用まちづくり魅力発信アプリ開発業務委託  
業者選定評価要領

1 評価委員会

評価委員会の委員は、以下のとおり組織する。

役 職	名 前	所 属
委員	高橋 大輔	東三河地域研究センター
委員	内浦 有美	株式会社うちうら
委員	鈴木 初彰	広小路2丁目発展会
委員	松尾 篤	TOYOはしごナイト実行委員会
委員	大林 利光	豊橋市 文化・スポーツ部

2 事務の所管

「スポーツのまち」づくり課に事務局を置き、事務局が当該評価に係る事務を行う。

3 評価及び候補者の特定

(1) 手順

各提案について、別紙「スポーツを活用まちづくり魅力発信アプリ開発業務委託基準(評価用)」(以下「評価基準」という。)に基づき、以下の手順に沿って評価し、候補者を特定する。

ア (第1次評価) 評価委員は、業務実績表を通して書面審査を行い、第2次評価対象者を5者程度に絞り込む。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第1次評価を実施しない。

イ (第2次評価) 評価委員は、提案者によるプレゼンテーションを通して提案書等を評価する。

【配点】

評価要素	配点
業務実績	5点
提案書評価点	80点
価格評価点	15点
合計	100点

ウ 事務局は、各提案者の合計得点を算出する。

エ 評価委員会は、事務局で算出した得点を決定し、合計得点の最も高い提案者を候補者として特定する。ただし、各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目のテーマ1において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する(第1次評価を実施した場合の特定についても同様とする)。

なお、第1位の候補者と契約の合意が取れない場合は、第2位の提案者を繰り上げて随意契約の候補者とし、以下同様とする。

(2) その他

ア 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

イ 評価委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

ウ 評価完了後、提案者の提出書類及び評価基準など、本評価に関わる一切の書類を事務局で回収する。

4 結果の通知

事務局は、全ての提案者に対して、評価完了後速やかに結果を書面で通知するものとする。